

1 規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）の内容

「規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）」（抄）

（II 分野別措置事項－4 投資促進等分野－（2）個別措置事項－④次世代自動車の普及拡大促進）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管官庁
40	国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進②（IEC-Exの枠組みによる型式検定の合理化）	IECにより認定を受けた外国の認定機関（ExCB）によってIEC規格への適合性の確認を受けた防爆機器については、当該認定機関が発行した試験報告書（ExTR）の試験データを活用することにより、型式検定を簡略化できるよう検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度に結論を得次第措置	厚生労働省

2 独立行政法人労働者健康安全機構に設置した検討委員会における提言（平成28年9月30日）

防爆機器型式検定簡略化検討委員会報告書（抄）

<https://www.jniosh.go.jp/>

（新規検定の申請における試験報告書（ExTR）の取扱いについて）

- ・ 認証機関（ExCB）が発行した試験報告書（ExTR）については、機械等検定規則第6条第1項第4号に基づき、防爆機器の型式検定の申請において提出が要求されている「当該型式等の機械についてあらかじめ行った試験の結果を記載した書面」に相当するものとして位置付けること。

（防爆機器の防爆性能を示す書面としての取扱いについて）

- ・ 認証機関（ExCB）が発行した試験報告書（ExTR）については、十分信頼性があり、現行の指定外国検査機関制度に基づく基準等適合証明書と同様に、労働安全衛生法令に基づく検定に係る試験データを活用するための資料として位置付けることが可能であること。

したがって、法令の要件を満たすことを前提として、同規則第6条第2項を踏まえ、新規検定の申請の際には、試験報告書（ExTR）を添付することにより、同規則第6条第1項第4号に定める「当該型式等の機械についてあらかじめ行った試験の結果を記載した書面」の添付を省略することは可能であること。